

用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします。

主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量または少額の商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））です。この場合、修理のために商品などを取り替えても商品の販売とはしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売またはカタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 単独店

支店を持たない事業所(1企業1事業所)をいいます。

(5) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもつ事業所をいいます。

(6) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

(7) 従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の合計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者を、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア. 期間を定めずに雇用されている者

イ. 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ. ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者をいいます。

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいいます。

「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者数について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算し算出したものです。

(8) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(9) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(10) 商品手持額

平成14年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額(仕入れ時の原価によります)をいいます。

(11) セルフサービス方式(小売業のみ)

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、以下の3条件を兼ね備えている場合をいいます。

商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージされ、値段がつけられていること

店舗に備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集められる形式であること

売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式であること

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の各事業所の売場面積については調査を行っていません。